

令和4年度 第3回  
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和4年度第3回府中市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和4年12月13日(火) 午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第5・6会議室

3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎本 成子	○
	佐藤 俊浩	○
	藤見 義彦	○
	永安 省三	○
	比留間 吉郎	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	櫻井 誠	×
	野本 和久	×
	金森 泰	×
	山本 純一	×
	宮崎 浩一	×
公益を代表する委員	横田 実	○
	稲津 憲護	○
	遠田 宗雄	○
	日野 佳昭	○
	水野 洋子	○
被用者保険等保険者を代表する委員	神山 章一	○
	馬場 隆之	○

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	山崎 信孝
市民部保険年金課長	山田 晶子
市民部納税課長	北村 均
市民部保険年金課長補佐	堀 宗生
市民部保険年金課給付係長	中島 明宏
市民部保険年金課保険税係長	村田 憲洋
市民部納税課納税推進係長	有村 徳昭
市民部納税課滞納対策係長	宇田 泰平
市民部保険年金課事務職員	三澤 美希

4 傍聴者 1人

## 令和4年度第3回府中市国民健康保険運営協議会

(令和4年12月13日開催)

### 会議録(要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： 定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第3回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日皆様には、入場時に検温をさせていただきました。ご協力ありがとうございます。

給付係長が配付資料の確認を行った。

本日の会議には櫻井委員、野本委員、金森委員、山本委員、宮崎委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。なお、出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会が有効に開催されますことを申し添えます。

また今回は「保険医または保険薬剤師を代表する委員」が全員欠席となっております。従来であれば、当該選出部門から1名会議録署名委員をお願いしているところですが、府中市国民健康保険運営協議会規則より、会議録については、「議長および議長が指名する二人以上の委員が署名するものとする。」とされていることから、今回は「被保険者を代表する委員」および「公益を代表する委員」から1名ずつ、会議録署名委員として会長に指名いただくものとします。

それでは本日の議事について、会長よろしく願いいたします。

会 長： はい。早速ですが、議事日程に基づき、はじめたいと思います。はじめに、本日の会議の傍聴希望者ですが、1名の傍聴希望者がいらっしゃいますので、府中市附属機関等会議の公開に関する規則に基づき、傍聴を承認してよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： それでは、傍聴者の方、お入りください。

[傍聴者入場]

会 長： それでは始めたいと思います。日程第1の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認及び署名をしていただくことになっております。

先ほど事務局から説明があったように、今回は「被保険者を代表する委員」および「公益を代表する委員」から指名を行うとし、被保険者を代表する委員から藤見委員、公益を代表する委員から日野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。

会 長： 続きまして、日程第2の「令和5年度の国民健康保険税率等のあり方について（答申）案」を議題といたします。

事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が答申書の説明を行った。

会 長： それでは今回配付された会議録の内容とあわせて確認したい方もいらっしゃると思いますので、今から5分ほどお時間をお取りしたいと思います。お時間になりましたらお声がけをいたしますので、それから答申案についてのご意見を伺いたいと思いますので、5分間よくご検討ください。

それでは、5分経ちましたので、答申案についてのご質問、ご意見を伺いたいと思いますのでいかがでしょうか。

委 員： この答申案のとりまとめをいただきまして、本当にありがとうございます。事務局と会長と調整してここまで書いていただいたことに、本当に感謝申し上げます。事前にいただきましたこの案についてですね、前回のこの審議会のときに、ちょっと私も具体的にね、あの改定案①がいいとか、改定案②がいいとか、そういう具体的なところまで踏み込んでなかったんで、あのときはなるべくなら据え置いた方がいい、ただその分賦課限度額はあげてもいいんじゃないかというような趣旨を言ってたんで。今回このいただいている答申案では改定案1ということで、2%アップのこの保険料ということで、今回こういうふうに出ているところですけども。そうすると実際、決まる決まらない云々というのはまだ先の話だと思えますが、そのところで据え置いた方がいいっていう、前回も同様なお話をされたとは思いますが。そのところを、これをこのまま出して大丈夫なのかどうかとか、そういった部分でちょっと確認したいなと思うんですけど。事務局の方でですね、その点で留意されていらっしゃる部分があったら、ちょっとお答えいただきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

会 長： 答弁願います。

保険年金課長： はい、ご意見ありがとうございます。今回、答申案といたしましては、こちら3の結論のように、適当であると、改定することが適当であるという形でまとめをさせていただきましたが、やはり今回の答申案の、一番の過去の答申

との違いというところにつきましては、4の付帯意見というところで、委員の皆さんに非常に貴重なご意見をつけていただいた、というところを事務局としては、やはり大変重要なご意見だというふうに考えておりますので、こちらの方はやはり真摯に受け止めまして、慎重に判断をしなければならないものだというふうに考えております。しかしながら今日、審議をしていただきまして、この後市長への答申を控えておりますので、今の時点で税率を改定するか、しないか、ということの可否につきましては、現在方向性を述べる段階ではないというふうには考えておりますけれども、先ほども申し上げましたが、やはり答申内容につきましては、真摯に受けとめまして、運協の答申内容を尊重し慎重に判断する必要があるというふうに考えております。以上でございます。

委員： はい。今、ご答弁いただきましたありがとうございます。あの付帯意見の部分を、今回本当に盛り込んでいただいたこと自体は、本当に良かったかなと思ってます。一応答申ですから、何らかの形で出さなくちゃいけないと、ということもありますから、その点は理解はいたします。今回私も、前回の審議会のときにこれは20年かけてその赤字解消を図るための値上げをしなくちゃいけない、長期的にはこれは必ずやんなくちゃいけないということ自体、理解はしてますんで。まあ、そういった中での今回こういった改定案の一つの案として出ていることはある程度理解はします。ただ今回の答申にあたってはですね、こういうふうに付帯意見をつけていただいたということ自体がですね本当に評価したいと思っておりますので、ぜひこういった形で、ぜひ市長にですね、この部分を踏まえた検討ということをぜひ促していただくよう、私からもお願いしたいと思っております。今回いただいたこの答申案についてはぜひ賛成したいと思っております。以上です。

委員： えーと、結論についてはですね、総論賛成といいますか、あの状況はよく理解できます。あげる必要がある、のかなと思っておりますけど。ここにも書いてあるように、やっぱりコロナ対応とか、最近の物価高騰ですね。これに対応するために、その被保険者の支払能力ですね、この辺をどう考えられてるのかってということで、今回付帯意見書いてあるんですけどね、特に低所得者の負担増とならないよう、柔軟な対応を検討するって書いてあるんですけど、具体的なイ

メージは持っておられるのでしょうか。

会 長： 答弁願います。

保険税係長： 今ご質問いただきました具体的なイメージですけれども、あくまで一つの案ではございますけれども、賦課限度額のみ引き上げ、税率および均等割額については現状のままとするというのも一つの方法ではないのかなというふう  
に事務局としては考えているところでございます。以上でございます。

保険年金課長： 補足をさせていただきます。今、一つの方法として、ご説明を担当の方からさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、まだ今その税率等の改定については、する、しないというようなことはこの場では申し上げられないですけれども、方策としての一つとしては先ほど言ったような方法もあるという形でご理解いただければというふうを考えております。あくまでも税率の見直しについては、今後答申を受けた上で、市として判断をしていくという形になります。その分だけ、そののところだけ恐れ入りますが、ご理解をいただければと思います。以上でございます。

会 長： 他にご質問、ご意見。

委 員： ありがとうございます。結論のところ、所得割率の増として0.12ポイント、均等割額の増が1,000円、付加限度額として30,000円って  
いう増になった部分ですね。それを今年度の税収としてみた場合に、どれだけ差額が出るのか。その分だけちょっと教えていただけますか。分かれば、で結構です。

会 長： 答弁願います。

保険年金課長補佐： はい。今いただいた質問に対してお答えいたします。今年度、令和4年度の当初賦課時点の数字と比較いたしますと、こちらの0.12ポイント、1,000円、30,000円、の改定を行いますと、およそ8,000万円の調

定の増額が見込まれると試算しております。以上でございます。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 他にご質問、ご意見ございますか。

委 員： えーと、この2番の審議の内容のところなんですけど、国民健康保険の現状および府中市の現状について。で、この「被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被保険者の所得水準が被用者保険等と比較し低く、保険税の確保が困難であるとのなどの構造的な問題から、一般会計からの法定外繰入の赤字補填を行っている。」で、下のほうで、令和20年度でも10億円以上の赤字額が残る試算である、とあるんですけど、結局毎年上げてくわけですよ、所得割率は。それでも10億円以上の赤字が残るということは、市としては赤字が残っても、この分についてはどういうふうに最終処理をお考えなのか。やはり、今ちょっと言ったように、毎年やっぱり上げていくんでしょうか、率は。そこをお聞かせください。

会 長： 答弁願います。

保険年金課長： ご意見ありがとうございます。まず税率の上げていく計画につきましては、平成30年度から20年をかけて解消していくという形で国保財政健全化計画というものが策定されております。その中では2年おきに、税率を見直していこうという形で計画をされておまして、今回はその2年ごとの税率の見直しのタイミングということで、皆さんにご審議をお願いしているというような状況でございますので、毎年あげるということではまずない、という形でご理解をいただければというふうに思います。

その上でのここで説明している前回の、第2回の運協のときにもご説明いたしました。が一般会計繰入の赤字解消の状況については20年経ったとしても、その計画的に、解消に向けた税率の見直しを行ったとしても、10億のこると



いうことをご説明させていただきました。が、まずは平成30年度に策定している、その計画の見直しそのものをどこかでタイミングで行うかどうか、ということについても、この運営協議会で様々なご意見をいただく必要があるものだというふうに考えております。

今の時点で、例えば税率をおおむね2%ずつ、2年おきに見直しましょうということで計画をしているところなんです、このパーセントを見直していくのかとか、その計画期間をもう少し見直していくのか、というようなことも含めまして、これはまたこちらの方から、この運営協議会の中で様々なご意見をいただきながら調整してまいりたいなというふうに考えております。以上でございます。

会 長： 答弁ありましたけど、よろしいですか。

委 員： 1点だけ。やっぱり私が気になるのは、市の方が指摘してる構造的問題っていうところなんです。構造的問題を解決しない限りは、やっぱり引き上げていかざるを得ない、収入を増やすか支出を減らすかしかないと思うんです。で、支出を減らしていければ、収入上げていかなくていいと思うんですけど。

この、あるいは、私が思うのはこの所得水準が低いっていうところですね、他のサラリーマンの方が入ってらっしゃる、協会けんぽなどと比べればどうしても協会けんぽの方、皆さん正社員の方が前提ですから、当然所得もそれに合わせて高水準、で、そこから健康保険取る分には全く問題ないし、もっと言えば会社が半分負担してくれるわけですよ、この率7.9%ですけど。協会けんぽだと11、約12%ぐらい会社と個人とで従業員とで負担してもらってるわけですから、当然そこで差があるんですよ。財政的にも5ポイントぐらい。だからこの構造的に問題で。かといって我々が会社負担してもらってる部分も、さらに上乗せされてもそれは払えない、払えないです。ですからある意味、補填が入るっていうのは、企業、協会けんぽという、従業員あの会社から補填が入るっていう意味合いと近いと思うんですよ。でもそうやっていただかないと、ちょっと解消を赤字を解消していくっていうのは無理なような気がするんですけど、その辺はどうお考えですか。

他の、その他の健康保険の制度と、ここで言う話ではないと思うんですけど、私は後期高齢者みたいに20歳から39歳、40歳から64歳の方、それぞれもうサラリーマンも自営業者の方も公務員の方もみんな同じ制度に移行していかないと成り立たないと思ってます。ただ、これはここで議論することではないのでこれ以上言いませんけれども、その辺どういうふうにお考えでいらっしゃるんでしょうか。

会 長： 答弁できますか。

給付係長： ご意見ありがとうございました。ご質問、ご意見いただきましたいわゆる補填の部分についての意見というところなんですけれども、確かに今おっしゃったように元々国保に入ってる方につきましては所得が低い部分があり、やはりその社会保険、協会けんぽ等に比べて、やはりそういう部分で差があると、会社の補填もあるし、というところにつきましては、委員の方がおっしゃられる部分もあるのかなというふうに認識してまして。あと自治体としましても、国保加入してる部分が他の自治体もあるんですけれども、例えば市長会を通じまして、国や都にさらなる補填といいますか、補助といいますか、国保部門への補助という部分につきましては、要望しているところでございます。こちらも引き続き要望して、そういった部分の負担といいますか、できる部分をこちらでも対応したいと考えております。以上でございます。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい、どうもありがとうございました。

会 長： 他にご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

委 員： なし。

会 長： それでは他に質問がないようですので、答申案についてお諮りいたします。それでは、本日お配りした答申案のとおり決定し、協議会終了後、市長に答

申させていただきますことよろしいでしょうか？

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。

それでは答申内容については、本日の審議に基づき決定し、答申書を後日私が本協議会を代表して市長に答申させていただきます。なお、答申書作成にあたり、言い回し等の軽微な修正をさせていただきます場合がございますので、ご了承ください。

それでは続きまして、日程第3、「その他」についてを議題といたします。事務局、何かありますか。

給付係長が事務連絡を行った。

会長： 委員の皆様から何かご質問などございますか。

委員： なし

会長： ないようでしたら、以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和4年度第3回府中市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。議事運営にご協力をいただきましてありがとうございました。